

令和2年度 対馬市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 午前10時00分から午前10時46分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 会議室

3. 出席委員

・農業委員 (14人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
7番 初村重政	8番 岡村高史	9番 春日亀優
10番 小宮一人司	11番 戸田耕助	12番 松村英二
13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉	

・農地利用最適化推進委員 (12人)

永尾佐登志	庄司幹雄	永瀬秀利	西山義典
佐伯豊	佐伯武久	齋藤秀文	日高安実
阿比留輝夫	小宮正至	小宮貞司	宮原安典

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 非農地証明書交付願いについて
議案第26号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について
議案第27号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	庄司智文
農業委員会事務局局長補佐	永留潤也
農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長	築城貴憲
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	梅野友和(欠席)
上対馬振興部地域振興課参事兼係長	國分茂徳

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今から、令和2年度、対馬市農業委員会第9回総会を開会いたします。
現在の農業委員定数は14名、全員出席であります。これから会議を開きます。
なお、農地利用最適化推進委員、12名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。それでは、4番の阿比留なみ恵委員、9番の春日亀 優委員を指名いたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

議事日程第4、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は6件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。議案第24号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇区の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、991平米を売買するものであります。なお、経営面積は7,794平米でございます。

番号2は、〇〇郡〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇町〇〇の畑1筆、760平米を売買するものであります。なお、経営面積は5,756平米でございます。

議案書の2ページをお開き下さい。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇町〇〇の田3筆、2,944平米、畑1筆、379平米、合計筆数4筆、面積は3,323平米を売買するものであります。なお、経営面積は4,744平米でございます。

番号4は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆を交換するものであります。なお、経営面積は9,448平米でございます。

議案書の3ページをお開き下さい。

番号5は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の田1筆を交換するものであります。なお、経営面積は14,312平米でございます。

番号6は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、161平米を売買するものであります。なお、経営面積は11,737平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(19番 推進委員挙手)

19番 佐伯 豊推進委員

19番の佐伯です。1番に対して説明を致します。3月23日に申請者の〇〇さんと〇〇課の〇〇と私とで、3人で現地を確認いたしました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。申請地は、〇〇さんの自宅と道路を挟んだ位置に有ります農地です。現在は果樹が数本植樹されておりますが、今後は、牛の餌となる牧草地として利用する計画をしております。〇〇さんは、水稻と肉用牛繁殖の複合経営でありまして、水稻の裏作でも飼料作物を栽培しておりますが、牛の餌となりましては十分ではありませんが、今後も肉用牛生産の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現に向け、努力されている農業者でもありますが、今回の申請は何ら問題ないと判断いたしました。ご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。

議 長

次に番号2について補足説明をお願い致します。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

議案第24号の番号2について説明します。3月22日に申請者の代理人の〇〇と〇〇課の〇〇と私とで現地を確認いたしました。今回の申請は、〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。申請地は、〇〇の〇〇バス停付近にある農地で、現在は所有者が島外にいるため耕作はなされておられません。譲受人の〇〇さんは、水稻と野菜を約7反ほど栽培している農家であり、今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は何ら問題ないと判断いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

次に番号3、番号4、番号5について一括して補足説明をお願い致します。

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

議案第24号番号3、農地法第3条申請について、3月19日譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さんの立ち合いにより、申請農地4筆について現地確認をしました。申請農地は議案書の通りでございますが、水田3筆2,944平米、畑1筆379平米、合計4筆3,323平米であります。この農地4筆について売買により所有権を移転するものであります。〇〇さんは自分が高齢になったこと、また、その他の理由

により農地の管理が出来なくなったと言う事でございまして、よって、〇〇さんに所有権を移転して農地の管理をしてもらうと言う事でございます。審議の程、よろしくお願い致します。

次に、議案第24号番号4、5について、申請について、同じく3月19日、申請者〇〇さんの立ち合いにより現地の状況を確認しました。申請農地は議案書のとおり2筆です。〇〇さんの所有農地、畑1,031平米。〇〇さんの所有農地、水田154平米。この農地2筆について、お互いに交換をして所有権を移転するものであります。本件は従前において、農地の交換をしていたものでありまして、登記の手続きがされていなかったと言う事でございます。何ら問題は無いと思えます。審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

次に番号6について補足説明をお願い致します。

(24番 推進委員挙手)

24番 阿比留輝夫推進委員

議題にあがっております議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の番号6につきましては、私の担当地区でありますので補足説明をさせていただきます。令和3年3月18日午後2時より、私と譲受人である〇〇さん及び〇〇部の〇〇さんとで現地の確認を行いました。譲受人である〇〇さんと譲渡人の〇〇さんとの間で、農地の売買契約が成立した件についての現場立会です。〇〇氏は高齢なこともあり農業に従事することが出来ないと言う事でこのような契約に至っております。譲受人の〇〇さんは申請農地の集落内に居住され、また、申請地に隣接した農地で野菜等を栽培しており、今回の申請地においてもソバの栽培を予定されています。特に特筆する課題等はないと思えますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑は一括しておこないます。質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第24号の番号1について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号2は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号3は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号4について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号4は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号5について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号5は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号6について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号6は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、議案第25号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き下さい。

議案第25号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の畑3筆、面積は1,152平米でございます。位置図、写真等を6ページから13ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号2の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇〇の畑1筆、面積は757平米でございます。位置図、写真等を14ページから19ページに添付しておりますのでご参照ください。

議案書の5ページをお開き下さい。

番号3の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番の畑1筆、面積は803平米でございます。位置図、写真等を20ページから24ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

暫時休憩します。

再会します。

杉原委員が申請代理人になっておりますので退席をお願い致します。

事務局の説明が終わりましたので補足説明に入るわけですが、担当のですね糸瀬委員が欠席と言う事ですね、糸瀬委員の意見を預かっておりますので私の方から説明したいと思います。昨日、2時からですね一応私も現地を見ておかんといかんと言う事で、〇〇と2人でですね現地は確認しておりますので、糸瀬委員の意見を朗読させていただきます。

ただ今議題となりました議案第25号の非農地証明書交付願いの番号1、番号2、番号3につきまして、私の担当地区でありますので、一括して補足説明をさせていただきます。令和3年3月18日午前10時より、私と申請人の代理人である〇〇さん及び〇〇部の〇〇さんとで現地の確認を行いました。申請地の5筆については、議案資料のとおり海岸沿いに位置するため、塩害がひどく耕作するには

不向きであったため、30年以前から耕作されず自然に荒廃し、現在は一部雑木も繁茂している状況の土地でございます。塩害等の影響により収穫が期待できず、今後においても農地として耕作することが出来る状況にはならないと考えられます。なお、農地利用状況調査においても非農地判断されており、問題は無いと考えます。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めこれで質疑を終わります。採決します。

議案第25号の番号1について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号2は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号3について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号3は原案のとおり交付することに決定いたしました。

杉原委員の入室を認めます。

報告します。議案第25条の番号1、番号2、番号3については、原案のとおり交付することに決定いたしましたので報告致します。

次に、議案第26号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の25ページをお開き下さい。議案第26号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

提案理由でございますが、農地法第52条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。26ページをお開き下さい。また、参考資料と致しまして、別添資料1を添付しておりますので、ご参照ください。

公表値はすべて1反あたりの1年間の金額となっております。地目、田の賃借料平均額は5,839円、最高額は10,000円、最低額が2,500円で、データ件数は31件でございます。畑につきましては、賃借契約がされてなく賃借料のデータがございませんでしたので表示しておりません。なお、別添資料1は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に出された賃借をまとめたものでございます。借賃金額が無い、0円のものには入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

これは税込みとかそういうのはどうなるんですか。税抜き税込み。税がかかるとか、かからないとか。

議長

(事務局長補佐挙手)

事務局長補佐

これは契約上10アール当たりの賃料になりますので10,000円の場合は10,000円、10,000円を面積でかけた分を出しています。消費税はかかりません。

議長

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第26号について、原案のとおり提供することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり提供することに決定いたしました。

次に、議案第27号「下限面積の設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の27ページをお開き下さい。

議案第27号、「下限面積（別段の面積）の設定について」を説明いたします。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内での別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今後の下限面積の設定について、以下のとおり提案するものであります。

方針と致しましては、現行の下限面積の変更は行わないことと致します。理由と致しまして、2015農林業センサスで、管内の農家で50アール未満の農地を耕作する農家が全体の約38%であります。地域によっては耕作面積の大小があり、また、対馬市においては後継者不足等により耕作放棄地が25%を超えており、新規就農を促すためにも現行面積で設定する必要があります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

これで質疑を終わります。採決します。

議案第27号について、原案のとおり設定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり設定することに決定いたしました。

次に、議事日程第5、「その他」の事項ですが、何かございませんか。推進委員さん方も結構です。何かございましたらその他です。ございませんか。

(1番 委員挙手)

1番 永留正司委員

農業新聞の購読について時々文書で入ってくるんですが、まだ対馬市の農業委員、推進委員で購読していない方が4名おられるわけですかねこれは、出来たら農業委員になってあるわけですから購読をしていただくことに、これは手続きは簡単じゃないとですかね。そういう事をお願いを強く要請したらどうですか。未購読の方に。

議 長

県のですね、会長と事務局長会議でも公表されるわけですね。公表される中で、極端に言うと対馬だけやとです多いとは。4名も有る言うとは。是非ともと言う事で強い要請が有るとるわけですね。そやけ、申し訳にくいですけど報酬を貰ってあるからですね、それから差し引くわけやけ全員かたってほしいという願いをしたいわけですね。

(事務局長挙手)

事務局長

今、永留委員さんから意見が出ましたので、何もなければ私の方からも皆様をお願いをしたいと思って資料をホッチキス留めの分を配布しております。先程、議長も言うように、会長も言いますように、農業委員会の会議でもですねこの一覧表を県下の農業委員会の会長さん事務局長さんに配布をされます。その中で前回の会議の時も、6名の委員さんが購読をされていないと言う事ですね、強く購読をしてもらうように求められました。今回この場ですね、中々推進委員さんと集まる機会が有りませんでしたので今回は皆様に配布をして、対馬市4名ですけど、4名の方にですね購読をお願いしたいと思ひまして配布をしておりますので、手続きは補佐の方から申請書類が4名の方には、時々送られていると思ひます。印鑑を確認されてですね、申し込みをお願いしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。以上です。

議 長

よろしく願いしときます。
他にございませんか。無いようでしたら局長の方から。

(事務局長挙手)

事務局長

もう一件、先ほどのホッチク留めの2枚目の方に農業者年金の加入状況を配布しております。令和2年度から岡村代理の方に農業者年金の推進部長をお願いしております。それで、昨年、岡村推進部長のご努力が有りまして1名の方の加入が有っております。たびたび研修会でも申しますが、年金加入の訪問をですぬ最低5軒、5名の方をしていただきますよう今後ともよろしく願い致します。以上でございます。

議長

他にございませんか。

(事務局長補佐挙手)

事務局長補佐

私の方からですね、机の上に置いてると思うんですけど封筒ですね。封筒には、今、局長の方から話が合った農業者年金の推進活動のパンフレット、一応5部ずつ入れております。あと遊休農地の解消活動、その分のパンフレットも5部ずつ入れておりますので推進活動をされる時に活用してください。それと、1枚物の過去5年間の農地利用状況調査結果表というのが有ると思うんですけども、こちらの方について説明しますので、まず、今日ですぬ通常報酬の方が、四半期の最後の報酬の方が通帳に振り込まれる予定になっています。活動報酬については31日に振込予定になっております。5年間農地利用状況調査結果表なんですけど、1番から7番まで農地面積、遊休農地、A分類、B分類、非農地通知の発出、遊休農地の解消面積、解消目標、解消割合と有りますけれども、この農地利用最適化交付金というのが毎年支出しております活動実績報酬が有るんですけども、これは毎年されているんですけど、成果実績報酬というのが、平成29年この時に遊休農地の解消が437,358平米解消されて成果実績報酬の対象で皆さんに払われております。これが40%以上解消、目標値に対して40%解消しないと対象になってきませんので、今、解消目標が10ha、100,000平米ですね、100,000平米が目標になっておりますので、これでいったら40,000平米以上解消しないと成果の実績対象になりませんので、ここまでが、30年度からは23%、32%、元年度は逆に増えております。令和2年度は12%しか解消が出来ておりませんので、このA分類というのが皆さんが利用状況調査をした時に、1で判定した分がA分類になっております。この1という判定された分を対照をしていくのが遊休農地解消になりますので、3条申請でもいいので、貸し借り出来る農地が有りましたらそういう誘導をしていってもらえれば、また、中間管理も有りますのでそういった相談もしてもらえればと思いますので、そういう農地が有ったらですね、そういう感じで解消していけたら40%は超えるんじゃないかなと思いますのでよろしく願いします。あと、活動についてもですね、ここに書いてますけ

ど、令和2年度は949,000円しか全体で出ておりません。この間県の方で会議があったんですけど、活用があんまりされてない、長崎県内でされてないということで、もうちょっとこの補助金を活用してくれと言われましたのでよろしくお願い致します。何かわからない点がありましたらまた私の方に相談してもらえれば良いと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長

他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議案を慎重にご審議いただきありがとうございます。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

春の彼岸も終わり、例年より早く桜の花も咲き誇り、また、木々の芽吹きに春の訪れを感じるようになってまいりました。農作業も忙しくなる季節となります。身体に気を付けて農作業に励んでいただきたいと思います。

くどいようですが、新型コロナウイルス感染症は収束（終息）には至っておりません。引き続き、新しい生活様式を实践されながら、手洗い、咳エチケット、マスクの着用、身体的距離の確保、また、感染リスクが高まる飲食を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスク無しでの会話等の場面の回避、そして、三つの密を避けて、感染症の防止に心がけていただきたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第9回総会を閉会と致します。
どうもお疲れさまでした。